

第四次 上毛町地球温暖化対策実行計画



令和5年4月
福岡県 上毛町

目 次

第1章 基本的事項	
1 計画策定の背景	1
2 目的	2
3 対象とする温室効果ガス	2
4 計画の期間及び基準年度	2
5 計画の対象範囲	2
第2章 目標	
1 温室効果ガスの削減目標	3
2 排出係数	3
第3章 具体的な取り組み	
1 電気使用量の削減	4
2 公用車燃料（ガソリン、軽油、液化石油ガス）使用量の削減	4
3 灯油使用量の削減（ストーブ等）	5
4 LPガス使用量の削減	5
5 その他	5
第4章 計画の推進と点検・評価	
1 推進体制	6
2 点検体制	6
3 進捗状況の公表	6

第1章 基本的事項

1 計画策定の背景

地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関する安全保障上の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つとされている。既に世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測されており、その原因は人間の活動により発生した温室効果ガスによるものとされている。地球温暖化による気候変動は生態系の変化、海面上昇による都市消滅の危険性、異常気象による農作物や森林資源に対する悪影響など、環境的な面だけではなく、社会的、経済的にも大きな被害を及ぼす可能性がある。現在、この環境問題に対し温室効果ガスの削減に向けた国際的な対策が進められている。

2015（平成27）年12月に開催されたCOP21（国連気候変動枠組条約第21回締約国会議）では新たな法的枠組みとなる「パリ協定」が採択され、今世紀後半までの世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べ2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求することなど全ての国々が地球温暖化対策に取り組んでいく枠組みが構築された。

こうした世界的動向を受け、国は2020（令和2）年10月に温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち「2050年カーボンニュートラル」、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言した。2021（令和3）年10月には、新たな「地球温暖化対策計画」を閣議決定し、2030（令和12）年度における温室効果ガス排出量を2013（平成25）年度から46%削減することを目指し、さらに、50%の高みに向けて挑戦し続けていくという新たな削減目標も示された。

上毛町においても温室効果ガス削減目標の達成に寄与し、引き続き自主的・積極的な取り組みを進め、地球環境の保全に貢献するため、「第四次上毛町地球温暖化対策実行計画」を策定するものとする。

2 目的

本計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（以下「法」という。）第21条第1項の規定に基づき、上毛町（以下「町」という。）が行う事務事業に関し、温室効果ガスの排出量削減等により、地球温暖化対策の推進を図ることを目的とする。

3 対象とする温室効果ガス

対象とする温室効果ガスは、法律で定められた削減対象となる7種類の物質のうち、二酸化炭素（CO₂）を対象とする。その他の温室効果ガスは、町が行う事務及び事業から排出される量が極めて少なく、把握が困難なため、本計画の対象外とする。

4 計画の期間及び基準年度

計画期間は、令和5年度から令和9年度までの5年間とし、計画の基準年度については、令和3年度とする。計画の実施状況や技術の進歩、社会情勢の変化により必要に応じて見直しを行うものとする。

5 計画の対象範囲

本計画は、町の全ての機関、町が行う全ての事務事業を対象とする。なお、外部への委託等（指定管理者制度を含む）により実施する事務及び事業については対象外とするが、温室効果ガスの排出抑制が可能なものは、できる限り受託者等に対して必要な措置を講ずるよう要請する。

第2章 目標

1 温室効果ガスの削減目標

第三次実行計画では、通常業務に支障を来すことのない範囲での省エネ活動として、照明の間引きや昼休みの消灯、冷暖房の設定温度の管理などの取り組みを実施してきたが、結果、削減目標を達成することができなかった。

そこで第四次実行計画では、第三次実行計画の取り組み内容は継続するが、庁内メール等を利用して啓発を行うことで、職員の取組意識の向上を図り省エネ活動を誘起させて、削減目標を着実に達成するようにする。

以上のことを踏まえ、温室効果ガス排出量の削減目標を以下のとおり定める。

温室効果ガス排出量を、令和9年度末までに令和3年度比で7%以上削減することを目標とする。

(注) 町施設の新設及び改修など、温室効果ガス排出係数を大きく変動させる要因が生じた場合は、目標値の見直しを検討する。

○温室効果ガス排出量削減の目標

	基準 (令和3年度)	目標 (令和9年度)	削減率
温室効果ガス排出量 (kg-CO ₂)	667,589	620,857	7%以上

2 排出係数

本計画における温室効果ガス排出量の算定にあたっては、次の表の排出係数を使用する。

燃料の種類	単位発熱量 (MJ/kg)	炭素排出係数 (kg-C/MJ)	換算係数
ガソリン	0.0183	34.6	44/12
灯油	0.0185	36.7	
軽油	0.0187	37.7	
液化石油ガス(LPガス)	0.0161	50.8	

(注) 排出係数の設定にあたっては、法施行令第3条に規定する排出係数を使用し、電気単位排出係数については九州電力が公表する数値を使用する。また、原則として計画期間内における排出係数の変更は行わないものとする。ただし、社会情勢等が大きく変化した場合はこの限りではない。

第3章 具体的な取り組み

1 電気使用量の削減

(1) 照明

- ① 照明の点灯箇所を減らす。
- ② 昼休みの消灯を徹底する。
- ③ 必要な時間、必要な場所のみ点灯する（トイレ、残業時など）。
- ④ 始業時の点灯を徹底する。

(2) 空調

- ① 冷房時の室温は 28℃、暖房時の室温は 20℃を目安に適切な温度の設定に努める。
- ② 必要な時間、必要な場所のみ空調を使用する。
- ③ フィルターをこまめに清掃する。
- ④ 空調の使用期間を短くするため、夏はクールビズ、冬はウォームビズを徹底する。

(3) OA 機器

- ① 帰宅時は主電源を切って退庁する。
- ② 昼休みや出張等、使用しないときは電源を切る。
- ③ OA 機器を使用していないときは、すぐに実行できるこまめな省エネを行う。

(4) その他

給湯室や屋外等の水道について、こまめな蛇口の開閉などにより使用水量を減らす。

2 公用車燃料（ガソリン、軽油、液化石油ガス）使用量の削減

- ① エンジンの空ふかしや急加速、急ブレーキをしない。
- ② 不要なものを積載しない。
- ③ 適正なタイヤの空気圧をまもるため、燃料給油時等に空気圧をこまめに点検する。
- ④ 経済速度（一般道路 40km/h、高速道路 80km/h）での運転に努める。
- ⑤ 長い待機の時間はアイドリングストップする。

- ⑥エンジンの回転を上げないように高いギアを使用する。
 - ⑦合理的な走行ルートを選択し、無駄な走行をしない。
 - ⑧近距離の用事はできるだけ徒歩によるものとする。
- 3 灯油使用量の削減（ストーブ等）
- ①暖房は 20℃以下にする。
 - ②必要な時間、必要な場所のみ使用する。
 - ③効率の良い燃焼を維持する（エアフィルターの清掃を行う）。
 - ④終了時間前に燃焼を止め、余熱を利用した暖房を行う。
 - ⑤上着や膝掛けを使用して、暖房時間を短縮する。
- 4 LPガス使用量の削減
- ①食器洗いに使用する給湯器の温度を下げる。
 - ②沸騰したらすぐにやかんをコンロから降ろす。
 - ③鍋、やかんの底から炎が出るような、無駄な使い方をしない。
 - ④マイボトルの持参を奨励する。
- 5 その他
- ①事務用品は、リサイクル製品やエコマーク、グリーンマークの表示がある製品など環境に配慮したものを優先的に購入するよう努める。
 - ②事務用品や備品等は、できるだけ修繕して長期間の使用を心がける。
 - ③コピー用紙は、できるだけ両面印刷するとともに、片面使用済み用紙は裏面を活用するなどして使用量を削減する。
 - ④ごみの分別を徹底し、5R（Refuse（発生回避）、Reduce（減らす）、Reuse（再使用）、Repair（修繕）、Recycle（再生利用））を実践することによりごみの減量に努める。
 - ⑤電気製品や照明器具等の入れ替え時には、長寿命型、省エネルギー型の照明を優先して採用するよう努める。

第4章 計画の推進と点検・公表

1 推進体制

本計画を適正に推進するため、地球温暖化対策推進委員会を設置し、住民課に事務局を置く。

ア 推進委員会：副町長、教育長、および各課（局）長で組織し、地球温暖化防止活動の啓発を行うとともに、目的の達成に向けて監督・管理を行う。

イ 実行委員：各課（局）から実行委員を1名選出し、本計画の推進と取組状況の把握を行う。

2 点検体制

事務局は、各課の実行委員をとおり、定期的に進捗状況の把握を行い、半年ごとに地球温暖化ガス排出量の集約を行う。推進委員会は、集約結果に基づいて計画の達成状況を把握し、目標達成に向けての対策を検討する。

3 進捗状況の公表

計画の進捗状況及び直近年度の温室効果ガス排出量を、年1回公表する。